

介護サービス費の利用者負担を軽減できる制度があります  
「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」について

社会福祉法人が行う介護サービスを利用した場合は、介護サービス利用料1割負担分、食費及び居住費（滞在費及び宿泊費）の25%（高齢福祉年金受給者は50%）が軽減できます。

※施設入所、短期入所に係る食費・居住費（滞在費）の軽減は、特定入所者（予防）サービス費が支給されている場合に限ります。

### 対象者

◎次の要件をすべて満たし、生計が困難である方が対象となります。

1	本人を含め、世帯全員が市民税非課税であること
2	前年中の収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※ 非課税収入（遺族年金など）、仕送りも収入に含まれます
3	申請時点の預貯金の額が、単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ※ 預貯金には有価証券・債券等も含まれます
4	日常生活のために必要な土地・建物以外に活用できる土地・建物を持っていないこと
5	負担能力のある（市民税が課税されている）親族に扶養されていないこと
6	介護保険料を滞納していないこと

### 申請に必要な物

- 利用者負担軽減対象確認申請書
- 収入資産申告書
- 世帯全員の前年（1～7月に申請する場合は前々年）の1月1日～12月31日までと申請時点の収支が記帳されている預貯金通帳  
その他、収入、預貯金等がわかるもの（源泉徴収票など。原本をご持参ください。）
- 印鑑
- 介護保険被保険者証

### 利用できるサービス

→裏面をご覧ください。

### ※生活保護を受給している方について

生活保護を受けている方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の居住費（個室に限る）が免除になります。  
上記の申請に必要な物をご持参の上、窓口までお越しください。

### 問い合わせ先

新発田市役所 高齢福祉課 介護保険係

TEL 0254-22-3030

（直通 0254-28-9201）